熊本県教育委員会の保有する保有個人情報の開示 等に関する規則の制定について

このことについて、別紙のとおり制定することとする。

(提案理由)

熊本県教育委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規則の 制定については、熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関す る規則第2条第1項第2号の規定により、教育委員会に付議する必要が あるため。

参考:関係法令条項

●熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則(平成20年熊本県教育委員会規則第5号)

(委任)

- 第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育 長に委任する。
 - (1) (略)
 - (2) 教育委員会規則及び教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関する こと。
 - $(3) \sim (25)$ (略)
- 2 (略)

規則案の概要

1 規則の名称

熊本県教育委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規則

2 制定改廃の必要性(背景、法令上の根拠等)

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の一部改正等に伴い、教育委員会の保有する保有個人情報の開示等に関し必要な事項を定める必要がある。

3 内容

- (1) 趣旨について定める。(第1条関係)
- (2) 開示請求書等について定める。(第2条、別記第1号様式、別記第2号様式関係)
- (3) 未成年者の法定代理人による開示請求に係る意見の聴取について定める。(第3条関係)
- (4) 開示決定等に係る通知書について定める。(第4条、別記第3号様式-別記第5号様式関係)
- (5) 開示決定等の期限の延長に係る通知書について定める。 (第5条、別記第6号様 式関係)
- (6) 開示決定等の期限の特例に係る通知書について定める。 (第6条、別記第7号様 式関係)
- (7) 開示請求に係る事案の移送について定める。(第7条、別記第8号様式、別記第9号様式関係)
- (8) 第三者に対する意見書提出の機会の付与等について定める。(第8条、別記第1 0号様式-別記第13号様式関係)
- (9) 開示の実施方法等について定める。(第9条、別記第14号様式関係)
- (10) 写しの交付等に要する費用等について定める。(第10条関係)
- (11) 訂正請求書等について定める。(第11条、別記第2号様式、別記第15号様式 関係)
- (12) 訂正決定等に係る通知書について定める。(第12条、別記第16号様式、別記 第17号様式関係)
- (13) 訂正決定等の期限の延長に係る通知書について定める。(第13条、別記第18 号様式関係)
- (14) 訂正決定等の期限の特例に係る通知書について定める。(第14条、別記第19 号様式関係)

- (15) 訂正請求に係る事案の移送について定める。(第15条、別記第20号様式、別記第21号様式関係)
- (16) 保有個人情報の提供先への訂正実施通知書について定める。(第16条、別記第 22号様式関係)
- (17) 利用停止請求書等について定める。(第17条、別記第2号様式、別記第23号 様式関係)
- (18) 利用停止決定等に係る通知書について定める。(第18条、別記第24号様式、 別記第25号様式関係)
- (19) 利用停止決定等の期限の延長に係る通知書について定める。(第19条、別記第 26号様式関係)
- (20) 利用停止決定等の期限の特例に係る通知書について定める。(第20条、別記第27号様式関係)
- (21) 熊本県情報公開・個人情報保護審議会への諮問に係る通知書について定める。 (第21条、別記第28号様式関係)
- (22) 第三者からの審査請求を棄却する場合における通知書について定める。(第22 条、別記第29号様式、別記第30号様式関係)
- (23) この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- (24) 熊本県教育委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則は、廃止する。

能本県教育委員会規則第一一号
第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法
という。)、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「
第44号、以下「条例」という。)に基づき、熊本県教育委員会(以下「教育委員会」
という。) の保有する保有個人情報の開示等に関し必要な事項を定めるものとする。
第2条 法第77条第1項の開示請求書は、別記第1号様式によるものとする。
2 法第77条第3項の規定による補正の求めは、補正通知書 (別記第2号様式) により
2
第3条 教育委員会は、未成年者の法定代理人による開示請求がなされた場合には、法第
7 8条第 1項第 1号の規定に該当するかの判断に当たり、必要に応じ、本人に対して意
(開示決定等に係る通知書)
第4条 法第82条第1項又は第2項の規定による開示決定等に係る通知は、次の各号に
掲げる開示決定等の区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。
(1) 法第82条第1項の規定による開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨
の決定 保有個人情報開示決定通知書 (別記第3号様式)
(2) 法第82条第1項の規定による開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する旨
の決定 保有個人情報部分開示決定通知書 (別記第4号様式)
(3) 法第82条第2項の規定による開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しない
(開示決定等の期限の延長に係る通知書)
第5条 条例第5条第2項後段の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限延長通
知書 (別記第6号様式) により行うものとする。
(開示決定等の期限の特例に係る通知書)
第6条 条例第6条後段の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知
(開示請求に係る事案の移送)
第7条 教育委員会は、法第85条第1項の規定により事案を移送する場合は、移送をす
The state of the s

を交付するものとする。
2 法第85条第1項後段の規定による通知は、保有個人情報開示請求事案移送通知書(
別記第9号様式) により行うものとする。
(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)
第8条 法第86条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示請求に関する意見照会
書 (別記第10号様式) により行うものとする。
2 法第86条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示請求に関する意見照会書(
別記第 1 1 号様式) にはり行うものとする。
3 法第86条第1項又は第2項の意見書は、別記第12号様式によるものとける。
4 法第86条第3項の規定による通知は、反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通
知書 (別記第13号様式) により行うものとする。
(開示の実施方法等)
第9条 法第87条第1項の規定による文書又は図画の開示の実施の方法は、次に掲げる
方法とする。ただし、第2号から第4号までに掲げる方法にあっては、当該文書又は図
画の保存に支障を生げるおそれがなく、かつ、教育委員会が現に保有する処理装置及び
プログラム(電子計算機に対ける指令であって、一の結果を得ることができるように組
み合わされたものをいう。次項において同じ。) により当該文書又は図画の開示を実施
するにとができる場合に限る。
(1) 当該文書又は図画(法第87条第1項ただし書の規定が適用される場合には、次
(2) 当該文書又は図画を複写機により日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙に複
写したものの交付(次号に掲げる方法に該当するものを除く。)。ただし、これによ
り難い場合にあっては、当該文書又は図画を複写機により日本産業規格A列1番又は
A列2番の用紙に複写したものの交付(次号に掲げる方法に該当するものを除く。)
(3) 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付
(4) 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク (
日本産業規格 日本産業規格
おいて同じ。) に複写したものの交付
2 法第87条第1項の行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分
に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、教育委員会が現に保有する処理装置及
(1) ビデオテープ、録音テープその他映像又は音声を記録した電磁的記録 次に掲げ

ア 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴
(2) 前号に掲げるもの以外の電磁的記録 次に掲げる方法
ア 当該電磁的記録を日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙に出力したものの閲
覧又は交付
3 法第87条第3項の規定による申出は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書(別
記第 1 4 号様式) により行わなければならない。
(写しの交付等に要する費用等)
第10条 条例第7条第2項の規定により保有個人情報の開示を受ける者が負担する写し
の交付又は実施機関が定める方法に要する費用の額は、次の表のとおりとする。
文書又 複写機により用紙に複写したもの (白黒) 用紙1枚につき10円
は図画 複写機により用紙に複写したもの (カラー) 用紙1枚につき30円
電磁的
記録
は方法として教育委員会が定める方法 「な方法として教育委員会が定める方法」 「な方法として教育委員会が定める方法」 「な方法として教育委員会が定める方法」 「な方法として教育委員会が定める方法」 「な方法として教育委員会が定める方法」 「な方法として教育委員会が定める方法」 「な方法として教育委員会が定める方法」 「な方法として教育を員会が定める方法」 「な方法として教育を員会が定める方法」 「な方法として教育を員会が定める方法」 「なった」 「なった
備考
定する。
2 前項の規定により負担すべき費用は、現金で前納するものとする。
(訂正請求書等)
第11条 法第91条第1項の訂正請求書は、別記第115号様式によるものとする。
2 法第91条第3項の規定による補正の求めは、補正通知書(別記第2号様式)により

行うものとする。
(訂正決定等に係る通知書)
第12条 法第93条第1項又は第2項の規定による訂正決定等の通知は、次の各号に掲
げる訂正決定等の区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。
(1) 法第93条第1項の規定による訂正請求に係る保有個人情報の訂正をする旨の決
定 保有個人情報訂正決定通知書(別記第16号様式)
(2) 法第93条第2項の規定による訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしない旨の
決定 保有個人情報を訂正しない旨の決定通知書(別記第17号様式)
(訂正決定等の期限の延長に係る通知書)
第13条 法第94条第2項後段の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限延長
通知書 (別記第18号様式) により行うものとする。
(訂正決定等の期限の特例に係る通知書)
第14条 法第95条後段の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通
知書 (別記第19号様式) により行うものとする。
(訂正請求に係る事案の移送)
第15条 教育委員会は、法第96条第1項の規定により事案を移送する場合は、移送を
する他の行政機関の長等に対して、保有個人情報訂正請求事案移送書(別記第20号様
式) を交付するものとする。
2 法第96条第1項後段の規定による通知は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書(
別記第21号様式) により行うものとする。
(保有個人情報の提供先への訂正実施通知書)
第16条 法第97条の規定による通知は、提供している保有個人情報の訂正実施通知書
(別記第1212号様式) によるものとする。
(利用停止請求書等)
第17条 法第99条第1項の利用停止請求書は、別記第23号様式によるものとする。
2 法第99条第3頃の規定による補正の求めは、補正通知書(別記第2号様式)により
行うものとする。
(利用停止決定等に係る通知書)
第18条 法第101条第1項又は第2項の規定による利用停止決定等の通知は、次の各
房に掲げる利用停止決定等の区分に応じ、当該各房に定める書面により行うものとする
(1) 法第101条第1項の規定による利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止を
する旨の決定 保有個人情報利用停止決定通知書(別記第24号様式)
(2) 法第101条第2項の規定による利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止を
しない旨の決定 保有個人情報の利用を停止しない旨の決定通知書 (別記第25号様

	ļ	式)																												Τ					
	(利用	停	止	決	定	等	り其	期	艮0	つ延	長	に	係	る	通	知	書)											Τ					
第	1	9条		法	第	1	0 2	2 /	文	育 2	2項	後	段	の	規	定	に	よ	る	通	Ę∏ (は、	保	有	個	人情	青幸	跃	归	目作	亨山	:決	定	等	期
	限	延長	通	知	書	(引	己多	有 2	2 6	3 号	様	式)	に	ょ	り	行	う	ŧ,	\mathcal{D}	とす	る	0											
	(利用	停	止	決	定	等	り其	期	艮0	り特	例	に	係	る	通	知	書)																
第	2	0条		法	第	1	0]:	3 🕏	长衫	色	型の	規	定	に	ょ	る	通	知	は	. /	呆	有個	人	情	報	利师	目作	¥ II	: $\not\!$	ا ر	官無	期	限	特	例
Z	延,	長通	知	書	(別	記	第2	2 7	7 5	計様	式)	に	ょ	り	行	う	ŧ,	\mathcal{D}	난	する) 0												
	()	熊本	県	情	報	公	荆	• /	刮丿		青報	保	護	審	議	会	\sim	$\mathcal{O}_{\mathbf{i}}$	洛	間	こ ₁	系る	通	知	書)									
第	2	1条		法	第	1	0	5 /3	大	制:	3項	(VC	お	い	て	準	用	す	る	司	条	第 2	項	(T)	規	定		こる	jį	新	TIV:	tl,	熊	本	県
ł	青	報公	開	•	個	人	青	银化	早記	姜	ド議	会	諮	問	通	知	書	(別	記	第	2 8	号	様	式) (- V	1	Ţ	うも	$\mathcal{O}_{\mathcal{I}}$	ع	す	る
	(第三	者,	カゝ	Ġ	(T)	審	扩	青习	くを	を棄	却	す	る	場	合	(C)	お	け	る	通	知書	<u>+</u>)												
第	2	2条		法	第	1	0 [7 /	を見	[]	1項	(IC	お	い	て	準	用	す	る	法	第	8 6	条	第	3	項	色	L Z)規	見	宦に	1	る	通	知
1	は、	、注	第	1	0	7	条	第]	1 J	頁第	育 1	号	に	掲	げ	る	裁	决	を	行	うり	場合	1	は	法	第	[(7	7 含	くら	有 1	邛	第	1	号
	こ	係る	保	有	個	人	青	报()	りは	挏	r通	知	書	(別	記	第	2	9	号	羕.	式)	,	法	第	1 () [7	7 条	第	自	1 項	第	$\hat{j} 2$	号	に
1	岩	げる	裁	決	を	行	うり	易占	計 に	- 17	は法	第	1	0	7	条	第	1	項	第	2	号に	係	る	保	有们	固ノ	帰	幸	日(0	り開	示	通	知	書
	(別記	第	3	0	号	羡」	弋)	6		じり	行	う	ŧ	(T)	と	す	る。	0																
		陈	ţ J	則																															
1	,	$\sum \mathcal{O} $)規	則	は	,	令和		5 左	E 4	1月	1	日	カゝ	ら	施	行	す	る																
2	ĭ																																		
	ز	熊本	県	教	育	委		会え	河	文 V) 扱	う	個	人	情	報	<i>(</i>)	保	護	等	2	関す	る	規	則	(7	区厅	रे 1		3 佐	則	本	県	教	育
		熊本							js耳			う				報	の 	保	護	等	こ	関す	~る	規	則		区历	दे 1		3 佳	手熊	体	県	教	育
																報	のf	保	護	等	2	関す	~る 	規	則		产 厉	文 1		3 [手 旗		·県 	教 	育
																報		保.	護	等	こ	関す	 	規	則		卢 厉	文 1		3 4	手 旗	本	·県 	教	育
																報		保	護	等 	Z	関す 	 	規	則			ὶ 1		3 4	丰熊		·県 	教 _	育 — — — — —
																報		保	護	等 (i		関す	 	規	<u>則</u>			1			下 旗		:県 	教 _ _ _ _ _ _ _ _ _ _	育
																報		保 	護	等(i)		関す 		規	則		区	\times 1			下順		课 	教 	育
																報		保 	護	等 (i		製 は		規	<u>則</u>			1		3 E	下順			教 	育
																報		保 	世	等 N		関す		規 	則			1			手 鼠			教 	育
																報			護	等		関 す		規	則					3 4	下旗			教 	育
																幸		保 	世	等		関		規				文 1 		3 4	下旗			教 _ _ _ _ _ _ _ _ _ _	育
																幸 日本			進	等(i)		関		規						3 E	下旗		県 	教	育
																			世	等(i)		関		規						3 E				教	育
																幸			護	等(i)		関		規	則			Ž 1		3 E			"県"		育
																幸区		保 	1	等(i)		期		規							丰旗				育

保有個人情報開示請求書

					年	月	日
J	熊本県教育委員会様						
	(> 10 13 4-)						
	(ふりがな) 氏名						
	A.T 1.1						
	住所又は居所 〒			Tei	()	
					,	,	
	個人情報の保護に関する法律(平 、下記のとおり保有個人情報の開			7 7 <i>§</i>	条第 1 ¹	項の規(定によ
		記					
1	開示を請求する保有個人情報((具体的に特定	こしてください	١,)			
_	おみて明二の安歩十汁体						
2	- 求める開示の実施方法等 - 希望する方法等に✔を付してく	ださい。					
	□ 事務所における開示の実施を希						
	<実施の方法> □閲覧等	_					
	<u>□写しの交</u>	付等(□用紙	□CD-R □ DVD)−R □.	その他())_
	│ │□ 写しの送付を希望する。 <u>(</u> □月	月紙 □CD-R □	DVD-R □そのff	也())		
	備考:						
_	I. I. aliant						
3	本人確認等 ア 開示請求者 □本人 □	1		(
	イ 請求者本人確認書類						
	□運転免許証 □健康保険被保		この卦のようよ	<i>a</i>)			
	□個人番号カード又は住民基本台 □在留カード、特別永住者証明書				外国人	.登録証	明書
	□その他() ヘルは fm よっ	(分見悪の写)	たナル	-41 T	・ノゼキ	, ,
	※請求書を送付して請求をする場 ウ 本人の状況等(法定代理人又は任						ν ' ₀
	(ア) 本人の状況 □未成年者					``。 後見人	
	□任意代理	里人委任者					
	(ふりがな) (イ) 本人の氏名						
	(ウ) 本人の住所又は居所					_	
	エ 法定代理人が請求する場合、次 請求資格確認書類 □戸籍謄	のいずれかの書 本 □登記事項				くださ) ^°
	オ 任意代理人が請求する場合、次	の書類を提示し					,
	請求資格確認書類 □委任状	□その他()				

(注)

1 「氏名」、「住所又は居所」

本人の氏名(旧姓も可)及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された 氏名及び住所又は居所により開示決定通知等を行うことになりますので、正確に記載 してください。

なお、法定代理人又は任意代理人(以下「代理人」といいます。)による開示請求 の場合には、代理人の氏名及び住所又は居所を記載してください。

2 「開示を請求する保有個人情報」

開示を請求する保有個人情報が記録されている行政文書等や個人情報ファイルの 名称など、開示請求する保有個人情報を特定できるような情報を具体的に記載してく ださい。

3 「求める開示の実施方法等」

開示を受ける場合の開示の実施の方法(事務所における開示の実施の方法又は写しの送付)及び開示の実施日について、希望がありましたら記載(開示の実施日については備考欄に記載)してください。なお、実施の方法及び実施日は教育委員会の定めるところによりますので、希望する実施の方法及び実施日に対応できない場合があります。

また、開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく別紙「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により、別途申し出ることもできます。

4 本人確認書類等

(1) 来所による開示請求の場合

来所して開示請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第22条第1項に規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード(個人番号カードとみなされる住民基本台帳カードを含みます。)、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。

(2) 送付による開示請求の場合

保有個人情報開示請求書を送付して保有個人情報の開示請求をする場合には、(1) の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し(開示請求をする 目前30日以内に作成されたものに限ります。)を提出してください。

(3) 代理人による開示請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による開示請求の場合にのみ記載してください。 代理人のうち、法定代理人が開示請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成 年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類(開示請 求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。)を提示し、又は提出して ください。

代理人のうち、任意代理人が開示請求をする場合には、委任状その他その資格 を証明する書類(開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。)を 提出してください。

補正通知書

第号年月日

様

熊本県教育委員会印

保有個人情報開示請求書

年 月 日付けで提出された保有個人情報訂正請求書 について、 保有個人情報利用停止請求書

下記のとおり不備がありましたので補正を求めます。

つきましては、 年 月 日までに補正してください。

記

	記
補正を要する事項	
補正の方法	
添付書類	
備考	

保有個人情報開示決定通知書

熊本県教育委員会指令 第 号 住 所 氏 名

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条第1項の規定により、下記のとおりその全部を開示することと決定したので通知します。

年 月 日

熊本県教育委員会 印

記

	FL .
1	開示する保有個人情報
2	開示する保有個人情報の利用目的

- 3 開示の実施の方法等
 - (1) 開示の実施の方法等:
 - (2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所
 - ・期間: 月 日から 月 日まで (を除く。)
 - 時間:
 - •場所:
 - (3) 写しの交付等に要する費用: 円 (内訳:)
 - (4) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用(見込額)

<本件連絡先> 担当課等名: 電 話:

(注)

1 「開示の実施の方法等」

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、別紙「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により開示の実施の申出を行ってください。

事務所における開示の実施を希望される場合は、3(2)「事務所における開示を 実施することができる日時及び場所」に記載されている日時から、希望の日時を選択 してください。

また、写しの送付を希望される場合は、別紙「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」によりその旨を申し出てください。

2 開示の実施について

(1) 事務所における開示の実施を希望され、その旨別紙「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られ

る際に、この通知書をお持ちください。この場合、事務所において写しの交付等に 要する費用を現金で納付してください。

- (2) 写しの送付を希望された場合は、別紙「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」に併せて、写しの交付等に要する費用及び送付に要する費用を次のア及びイにより送付してください。
 - ア 写しの交付等に要する費用 現金書留、普通為替証書又は定額小為替証書
 - イ 送付に要する費用 郵便切手又は現金書留、普通為替証書若しくは定額小為替証書

保有個人情報部分開示決定通知書

熊本県教育委員会指令 第 묶 住 所 氏 名

日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報 の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条第1項の規定により、下記の とおりその一部を開示することと決定したので通知します。

> 年 月 H

> > 熊本県教育委員会 印

記

1	開示する保有個人情報

不開示とした部分とその理由

(不開示とした部分)

(根拠規定)

(理由)

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただ し、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この 決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審 査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日(審査請求をした場合は、 当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して 6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県教育委員会が被告の代表者となります。) 提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算し て6か月以内であっても、この決定の日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対す る裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、 処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

開示する保有個人情報の利用目的 3

開示の実施の方法等

- 開示の実施の方法等: (1)
- 事務所における開示を実施することができる日時及び場所

期間: 月 日から 月 日まで(を除く。)

- 時間:
- •場所:
- 写しの交付等に要する費用: (3)(内訳:

写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用(見込額) (4)

円

<本件連絡先>

担当課等名: 雷 話:

(注)

1 「開示の実施の方法等」

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、別紙「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により開示の実施の申出を行ってください。

事務所における開示の実施を希望される場合は、4(2)「事務所における開示を 実施することができる日時及び場所」に記載されている日時から、希望の日時を選択 してください。

また、写しの送付を希望される場合は、別紙「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」によりその旨を申し出てください。

2 開示の実施について

- (1) 事務所における開示の実施を希望され、その旨別紙「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、この通知書をお持ちください。この場合、事務所において写しの交付等に要する費用を現金で納付してください。
- (2) 写しの送付を希望された場合は、別紙「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」に併せて、写しの交付等に要する費用及び送付に要する費用を次のア及びイにより送付してください。
 - ア 写しの交付等に要する費用 現金書留、普通為替証書又は定額小為替証書
 - イ 送付に要する費用 郵便切手又は現金書留、普通為替証書又は定額小為替証書

保有個人情報不開示決定通知書

熊本県教育委員会指令 第 号 住 所 氏 名

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条第2項の規定により、下記のとおりその全部を開示しないことと決定したので通知します。

年 月 日

熊本県教育委員会印

記

開示請求に係る保有	
個人情報の名称等	
	(根拠規定)
 開示をしないことと	(理由)
	(在田)
した理由	

教 示

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日(審査請求をした場合は、 当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して 6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県教育委員会が被告の代表者となります。) 提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

様

熊本県教育委員会印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、熊本県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年熊本県条例第44号)第5条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有 個人情報の名称等					
延長前の期間	年	月	日から		
延及前 ジ 朔间	年	月	日まで		
延長後の期間	年	月	日から		
些女後 の期间	年	月	日まで		
延長の理由					
備考					

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

熊本県教育委員会印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、熊本県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年熊本県条例第44号。以下「条例」といいます。)第6条の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人	
情報の名称等	
条例第6条の規定(開示 決定等の期限の特例)を 適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期 限	(年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。) 年 月 日
備考	

保有個人情報開示請求事案移送書

第号年月日

様

熊本県教育委員会印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第85条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る保有	
個人情報の名称等	
	• 開示請求書
添付資料等	・ 移送前に行った行為の概要記録
	•
備考	

<本件連絡先> 担当課等名:

(担当群寺名) (担当者名) (内線:)

電 e-mail:

保有個人情報開示請求事案移送通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

熊本県教育委員会印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第85条1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の行政機関の長等において行われます。

記

開示請求に係る保有個人 情報の名称等					
移送をした日	年	月	日		
移送の理由					
移送先の行政機関の長等	(行政機関の (連絡先) 担当課等 所在地: 電話番号	名:			
備 考					

保有個人情報開示請求に関する意見照会書

第 号 年 月 日

様

熊本県教育委員会印

あなた(貴団体)に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、別紙「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いします。 なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有	
個人情報に含まれて	
いるあなた (貴団体)	
に関する情報の内容	
意見書の提出先	(担当課等名) (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日
備考	

保有個人情報開示請求に関する意見照会書

第 号 年 月 日

様

熊本県教育委員会 印

あなた(貴団体)に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」といいます。)第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、法第86条第2項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、別紙「保 有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いします。 なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取 り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有	
個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
法第86条第2項第	
1号又は第2号の規	適用区分 □第1号 □第2号
定の適用区分及びそ	(適用理由)
の理由	
開示請求に係る保有	
個人情報に含まれて	
いるあなた (貴団体)	
に関する情報の内容	
意見書の提出先	(担当課等名) (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日
備考	

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

熊本県教育委員会 様

(ふりがな)

氏名又は名称

(法人その他の団体にあっては、その団体の代表者名)

住所又は居所

(法人その他の団体にあっては、その主たる事務所の所在地)

年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、下記のと おり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人	
情報の名称等	
開示に関しての御意見	□保有個人情報を開示されることについて支障がない。 □保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障(不利益)がある部分 (2) 支障(不利益)の具体的理由
連絡先	

(注)

1 「開示に関しての御意見」

保有個人情報を開示されることについて「支障がない」場合、「支障がある」場合 のいずれか該当する□にレ点を記入してください。

また、「支障がある」を選択された場合には、(1)支障がある部分、(2)支障の具体的理由について記載してください。

2 「連絡先」

本意見書の内容について、内容の確認等をする場合がありますので、確実に連絡が 取れる電話番号等を記載してください。

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

熊本県教育委員会 印

あなた(貴団体)から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第86条第3項後段の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有							
個人情報の名称等							
開示することとした							
あなた(貴団体)に関							
する情報の内容							
開示することとした							
理由							
開示決定の表示	年	月	日	付け	熊本県教育委員会指令	第	号
開示を実施する日		年	月	日			
備考							

教 示

この通知に係る開示決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県教育委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

					年	月	日
Í	熊本県教育委員会 様						
	(ふりがな) 氏名 <u></u> 住所又は居	····					
	<u> </u>	ולו		Tel	()	
	個人情報の保護に関する法律(、下記のとおり申出をします。	平成15年法律第57 記	'号)第	873	€第3項	頃の規	定によ
1	保有個人情報開示決定通知書 文書番号: 日 付:	(保有個人情報部分開示		知書)	の番号	子等	
2	求める開示の実施方法						
	開示請求に係る保有個人情報 の名称等	実	施の	方 法			
		(1) 閲覧等	① 全 ② -	:部 ·部			
		(2) 写しの交付等		:部 ·部			
3	写しの交付等に要する費用						
	種別	IJ			金	:額	
	□用紙(枚) □CD-R □]DVD-R □その他()				円
	※ 両面に複写され、又は出力	された用紙については	、片面	を1枚	としま	す。	
4	開示の実施を希望する日 年 月 日 午前	う・午後					
5	「写しの送付」の希望の有無	(有 :同封する垂 無	邓便切手	等の額	Ą	円	
		<	〈本件連 担当課 電		>		

保有個人情報訂正請求書

				年	月	日
	熊本県教育委員会 様					
	(ふりがな) 氏名					
	住所又は <u>〒</u>	居所	Tel	()	
第	個人情報の保護に関する法律 31条第1項の規定により、			_		す。)
		記				
	訂正請求に係る保有個人情報 の開示を受けた日	年 月	Ħ			
	開示決定に基づき開示を受け た保有個人情報	開示決定等に係る通知	日付:	年	, ,	日
	訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨)				
	1 訂正請求者 □本人	□法定代理人 □	壬意代理人			
	2 請求者本人確認書類 □運転免許証 □健康保限 □個人番号カード又は住民 □在留カード、特別永住者記 □その他(※ 請求書を送付して請求する。 3 本人の状況等 (法定代理人又)	検被保険者証 基本台帳カード(住所 明書又は特別永住者証) 5場合には、加えて住	記載のあるもの) :明書とみなされ 民票の写し等を複	る外国人 系付して	ください	
	ア 本人の状況 □未成年者 □任意代理 (ふりがな) イ 本人の氏名	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	日生) □成⁴	丰被後見 	.人	
	ウ 本人の住所又は居所4 法定代理人が請求する場合、請求資格確認書類 □戸5 任意代理人が請求する場合、	晉謄本 □登記事項証	明書 □その他	(ください)
	請求資格確認書類 □委係	E状 □その他()			

(注)

1 「氏名」、「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により訂正決定通知等を行うことになりますので、正確に記入してください。

なお、法定代理人又は任意代理人(以下「代理人」といいます。)による訂正請求の 場合には、代理人の氏名及び住所又は居所を記載してください。

2 「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

3 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称を記載してください。

4 「訂正請求の趣旨及び理由」

(1) 訂正請求の趣旨

どのような訂正を求めるかについて簡潔に記載してください。

(2) 訂正請求の理由

訂正請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に 記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出して ください。

5 訂正請求の期限について

訂正請求は、法第90条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならないこととなっています。

6 本人確認書類等

(1) 来所による訂正請求の場合

来所して訂正請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第29条において読み替えて準用する同令第22条第1項に規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード(個人番号カードとみなされる住民基本台帳カードを含みます。)、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。

(2) 送付による訂正請求の場合

保有個人情報訂正請求書を送付して保有個人情報の訂正請求をする場合には、(1) の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し(訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。)を提出してください。

(3) 代理人による訂正請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による訂正請求の場合にのみ記載してください。

代理人のうち、法定代理人が訂正請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年 後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類(訂正請求を する日前30日以内に作成されたものに限ります。)を提示し、又は提出してくださ い。

代理人のうち、任意代理人が訂正請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類(訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。)を提出してください。

保有個人情報訂正決定通知書

熊本県教育委員会指令 第 号 住 所 氏 名

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第93条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

年 月 日

熊本県教育委員会印

記

訂正請求に係る保有	
個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
	(訂正内容)
訂正決定をする内容 及び理由	(訂正理由)
備考	

教 示

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日(審査請求をした場合は、 当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して 6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県教育委員会が被告の代表者となります。) 提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

保有個人情報を訂正しない旨の決定通知書

熊本県教育委員会指令 第 号 住 所 氏 名

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第93条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

年 月 日

熊本県教育委員会印

記

訂正請求に係る	
保有個人情報の	
名称等	
訂正をしないこととした理由	
備考	

教 示

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日(審査請求をした場合は、 当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して 6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県教育委員会が被告の代表者となります。) 提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

熊本県教育委員会印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第94条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
延長前の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
備考	

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

第 号 年 月 日

様

熊本県教育委員会印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」といいます。)第95条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有 個人情報の名称等						
法第95条の規定						
(訂正決定等の期限						
の特例)を適用する						
理由						
訂正決定等をする期	年	月	日			
限	+	力	Н			

保有個人情報訂正請求事案移送書

第号年月日

様

熊本県教育委員会印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第96条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

訂正請求に係る保	
有個人情報の名称	
等	
	・訂正請求書
)II.	・移送前に行った行為の概要記録
添付資料等	•
	•
備考	

<本件連絡先> 担当課等名: (担当者名)(内線:) 電話: e-mail:

保有個人情報訂正請求事案移送通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

熊本県教育委員会印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第96条第1項の規定により、下記のとおり事案を移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の行政機関の長等において行われます。

記

訂正請求に係る保有 個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の 長等	(行政機関の長等)(連絡先)担当課等名:所在地:電話番号:
備考	

提供している保有個人情報の訂正実施通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

熊本県教育委員会印

年 月 日付けで提供した下記の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第92条の規定により訂正を実施しましたので、同法第97条の規定により、通知します。

記

訂正請求に係る保	
有個人情報の名称	
等	
訂正請求者の氏名	(氏名、住所等)
等保有個人情報の	
特定するための情	
報	
訂正請求の趣旨	
	(訂正内容)
訂正決定をする内 容及び理由	(訂正理由)

<本件連絡先> 担当課等名: (担当者名) (内線:) 電 話:

e-mail:

請求資格確認書類

保有個人情報利用停止請求書

		年	月	日
熊本県教育委員会 様				
(ふりがな) 氏名				
住所又 <u>〒</u>	は居所	Tel	()
	条律(平成15年法律第57号。 、下記のとおり保有個人情報の	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
	記			
利用停止請求に係る保有個人 情報の開示を受けた日	年 月 日			
開示決定に基づき開示を受け た保有個人情報	開示決定等に係る通知書の文書者 開示決定に基づき開示を受けた(日付: 年 月] []	
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨)□第1号該当 → □利用の停」□第2号該当 → 提供の停止(理由)	止 □消去		
	□法定代理人 □任意作	代理人		
□在留カード、特別永住者 □その他(保険被保険者証 民基本台帳カード(住所記載のある 証明書又は特別永住者証明書とみ) 「る場合には、加えて住民票の写し	なされる外国人		
ア 本人の状況 □未成年記	<u>又は任意代理人が請求する場合にのみ</u> 皆(年 月 日生) 里人委任者	<u>≯記載してくださ</u> □成年被後		
(ふりがな) イ <u>本人の氏名</u> ウ <u>本人の住所又は居所</u>				
4 法定代理人が請求する場合	、次のいずれかの書類を提示し、	又は提出して	ください	\ ₀
	F籍謄本 □登記事項証明書)
5 任意代理人が請求する場合	f、次の書類を提示し、又は提出し	してください。		

□その他(

□委任状

(注)

1 「氏名」、「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により利用停止決定通知等を行うことになりますので、正確に記入してください。 なお、法定代理人又は任意代理人(以下「代理人」といいます。)による利用停止請求の場合には、代理人の氏名及び住所又は居所を記載してください。

2 「利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

3 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称等を記載してください。

4 「利用停止請求の趣旨及び理由」

(1) 利用停止請求の趣旨

「利用停止請求の趣旨」は、「第1号該当」、「第2号該当」のいずれか該当する□に レ点を記入してください。

ア 「第1号該当」には、法第61条第2項の規定(個人情報の保有制限)に違反して保有されているとき、法第63条の規定(不適正な利用の禁止)に違反して取り扱われているとき、法第64条の規定(適正取得)に違反して取得されたものであるとき又は法第69条第1項及び第2項の規定(目的外利用制限)に違反して利用されているときに該当すると考えるときに、□にレ点を記入してください。また、「利用の停止」又は「消去」のいずれかにレ点を記入してください。

イ 「第2号該当」には、法第69条第1項及び第2項の規定(目的外提供制限)又は第71条第1項の規定(外国第三者提供制限)に違反して他の行政機関等や外国にある第三者等に提供されているときに該当すると考えるときに、□にレ点を記入してください。

(2) 利用停止請求の理由

「利用停止請求の理由」は、利用停止請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

5 利用停止請求の期限について

利用停止請求は、法第98条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならないこととなっています。

6 本人確認書類等

(1) 来所による利用停止請求の場合

来所して利用停止請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第29条において読み替えて準用する同令第22条第1項に規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード(個人番号カードとみなされる住民基本台帳カードを含みます。)、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。

(2) 送付による利用停止請求の場合

保有個人情報利用停止請求書を送付して保有個人情報の利用停止請求をする場合に は、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し(利用停 止請求をする目前30日以内に作成されたものに限ります。)を提出してください。

(3) 代理人による利用停止請求の場合

「本人の状況等」欄は、法定代理人による利用停止請求の場合に記載してください。 代理人のうち、法定代理人が利用停止請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成 年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類(利用停止 請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。)を提示し、又は提出してく ださい。

代理人のうち、任意代理人が利用停止請求をする場合には、委任状その他その資格を 証明する書類(利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。)を 提出してください。

保有個人情報利用停止決定通知書

熊本県教育委員会指令 第 号 住 所 氏 名

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第101条第1項の規定により、下記のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

年 月 日

熊本県教育委員会印

記

利用停止請求に係る保 有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
	(利用停止決定の内容)
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止の理由)
利用停止年月日	年 月 日
備考	

教 示

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日(審査請求をした場合は、 当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して 6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県教育委員会が被告の代表者となります。) 提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6か月以内であっても、この決定の日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対す る裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、 処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

保有個人情報の利用を停止しない旨の決定通知書

熊本県教育委員会指令 第 号 住 所 氏 名

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第101条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、下記のとおり通知します。

年 月 日

熊本県教育委員会印

記

利用停止請求に係る	
保有個人情報の名称	
等	
利用停止をしないこととした理由	
備考	

教 示

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日(審査請求をした場合は、 当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して 6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県教育委員会が被告の代表者となります。) 提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6か月以内であっても、この決定の日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対す る裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、 処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

第 号 年 月 日

様

熊本県教育委員会印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第102条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る					
保有個人情報の名称					
等					
延長前の期間	年	月	日から		
延女削り 別問	年	月	目まで		
74 FW or HITH	年	月	日から		
延長後の期間	年	月	目まで		
延長の理由					
備考					

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

熊本県教育委員会 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」といいます。)第103条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個 人情報の名称等					
法第103条の規定(利用停止決定等の期限の特例)を適用する理由					
利用停止決定等をする期限	年	Ē.	月	目	
備考					

熊本県情報公開·個人情報保護審議会諮問通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

熊本県教育委員会印

年 月 日付けの審査請求について、下記のとおり熊本県情報公開・個人情報保護審議会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第105条第3項において準用する同条第2項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個 人情報の名称等			
審査請求に係る開示決 定等[訂正決定等、利用 停止決定等]			
	(1)	審査請求日	
審査請求	(2)	審査請求の趣旨	
諮問年月日		年 月 日	

<本件連絡先> 担当課等名: 電話:

(注) 「審査請求に係る開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]」の欄については、開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]の日付・文書番号、開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]をした者、開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]の種類(開示決定、不開示決定等)を記載する。

法第107条第1項第1号に係る保有個人情報の開示通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

熊本県教育委員会 印

年 月 日付けで審査請求のありました開示決定に係る保有個人情報について、下記のとおりその(全部・一部)を開示することとしましたので、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第107条第1項において準用する第86条第3項後段の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有 個人情報の名称等						
開示することとした あなた(貴団体)に関 する情報の内容						
開示決定をした理由						
開示決定の表示	年	月	日付け	熊本県教育委員会指令	第	号
開示を実施する日	年	月	目			
備考						

教 示

処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(熊本県教育委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

法第107条第1項第2号に係る保有個人情報の開示通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

熊本県教育委員会 印

年 月 日付けで開示に反対する意思の表示のありました保有個人情報について、下記のとおりその(全部・一部)を開示することとしましたので、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第107条第1項において準用する第86条第3項後段の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有 個人情報の名称等						
開示することとした あなた(貴団体)に関 する情報の内容						
開示決定をした理由						
開示決定の表示	年	月	日付け	熊本県教育委員会指令	第	号
開示を実施する日	年	月	目			
備考						

教 示

この通知に係る開示決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日(審査請求をした場合は、 当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して 6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県教育委員会が被告の代表者となります。) 提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。